

# 一般財団法人島根陸上競技協会 定款

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人島根陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を島根県松江市上乃木十丁目4番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は島根県の陸上競技界を統轄し、かつこれを代表とする団体として、陸上競技を健全に普及発展させ、それによって島根県体育文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という。）に対して島根県の陸上競技界を代表して加盟し、陸上競技における諸計画を実施し、その技術を指導する。
- (2) 財団法人島根県体育協会に島根県の陸上競技団体を代表して加盟する。
- (3) 島根県の代表選手を選定し派遣する。
- (4) 島根陸上競技選手権大会をはじめ島根県における陸上競技の大会及び記録会を開催する。
- (5) 公認審判員の養成と審判技術の向上を図るため講習会・研修会を開催する。
- (6) 島根県における陸上競技の施設及び用器具の指導並びに検定を行い、公認を申請する。
- (7) 島根県における記録の公認に関する手続きを行い、日本陸連へ申請を行う。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、附則に設立時拠出財産目録として記載された財産をこの法人のために拠出する。

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条に定める事業を行うために不可欠のものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 附則に記載する設立時拠出財産目録で特定された財産

- (2) 基本財産として寄附された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

但し、緊急を要する場合は、代表理事の承認を得て、決裁することができる。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、新年度理事会開催の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項で承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置く。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に基づく評議員会の決議をもって行う。

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(任 期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用は別途支払うことができる。

## 第5章 評議員会

(構 成)

第14条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(定足数)

第19条 評議員会は評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 代表理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に次の役員を置く

(1) 理事3名以上50名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち副会長6名以内、専務理事1名

を置くこととする。

- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長並びに専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長・副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結する時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用は別途支払うことができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関すること
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 代表理事又は業務執行理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第40条 この法人に、顧問、参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会で推薦した者につき、代表理事が任命する。

3 顧問及び参与は代表理事及び理事会の諮問に応じる。

4 顧問及び参与は無報酬とする。

5 顧問及び参与の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

## 第9章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第42条 この法人の事業を推進するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

5 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 財産目録

(5) 事業計画書及び収支予算書

(6) 事業報告書及び計算書類

## (7) 監査報告書

### 第11章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

#### (剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

#### (解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

#### (残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第12章 公告の方法

#### (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

### 第13章 雑則

#### (雑則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

1. この定款は、平成28年9月1日から施行する。
2. 第7条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

#### 4. 設立時評議員

森脇 宏	錦織伸行	持田信治	新田康二	實重 修
三島正彦	長岡三郎	細田 実	金子 司	岩本康幸

5. この法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 設立時理事

細田重雄	後藤皖一	高瀬正博	速水雄一	宇津徹男
大久保稔	原 陽堅	斎藤重徳	持田清道	井上 充
赤名磨差己	金山 滉	清水禎宏	山根耕二	渡部輝美子
矢野 力	山川博司	石飛 憲	島田正大	大野真理子
松本浩介	吉川正展	杠 憲司	山藤泰俊	安部 隆
尾崎 敬	永瀬治行	白根誠治	船木 進	斎藤博之
豊田嘉男	花本国男	山本敏熙	日野英憲	井上節郎
山田勝之	山本 悟	佐伯君雄	山口明彦	豊田真己
森田正利	柳楽達也	安達直幸	吾郷昭夫	

(2) 設立時代代表理事

氏名 細田重雄 住所 島根県松江市堂形町789番地

(3) 設立時監事

福田磨寿穂 赤木正英

6. 設立者の名称及び所在地は、次の通りである。

設立者	島根陸上競技協会
所在地	島根県松江市上乃木十丁目4番1号
代表者	会 長 細田 重雄
設立者	公益財団法人日本陸上競技連盟
所在地	東京都渋谷区神南一丁目1番1号
代表者	代表理事 河野 洋平

7. 設立時拠出財産目録

(1) 設立者	島根陸上競技協会
所在地	島根県松江市上乃木十丁目4番1号
拠出財産及びその価額	現金100万円
(2) 設立者	公益財団法人日本陸上競技連盟
所在地	東京都渋谷区神南一丁目1番1号
拠出財産及びその価額	現金200万円

8. この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令による。

以上、一般財団法人島根陸上競技協会の設立のため、設立者島根陸上競技協会及び公益財団法人日本陸上競技連盟は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成24年3月14日

設立者 島根陸上競技協会  
会長 細田重雄 印

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟  
代表理事 河野洋平 印

印

印